☎76-2155 (夜間直通)☎76-2151 (内線286・333)事務局(議会議事堂1階 町民懇談室)問い合わせ先 津別町選挙管理委員会

一般選挙の投票日2月17日は津別町 議会議員

日時 立候補予定者説明会 参加者は一候補につき3名以内と3所 林業研修会館(2階集会室)1時 1月16日 (水) 午後2時から

②告示日 (立候補届出受付日) 2月12日 (火)

ています。

つきましては、

津別町暴力団排

暴力団排除条例

の

制定を目指

条例 (案) についてみなさまから

の

こ意見を募集いたします。

全で平穏な生活を確保しようと、 が一体となって暴力団を排除し、

津別町では、

町民、

事業者、

行政

安

午前8時3分から午後5時まで、

選挙管理委員会事務局において受

③不在者投票・ 2月13日(水)から2月16日(土)まで 上記期間において、午前8時30分 から午後8時まで、 期日前投票 選挙管理委員

条例の考え方

午前7時から午後6時まで 会事務局において投票ができます。 入場券に記載の投票所において投 午後7時3分から 除するための基本理念を定め、 この条例は、

間繰り上げ)

2月17日(日)

力団の排除の重要性等を教育又は指導また、地域全体で青少年に対して暴 もに、 が行われるための措置や、 与しようとするものです。 活の確保と地域経済の健全な発展に寄 団体等と連携・ 一体となって推進し、 事業者等の責務を明確にするとと 暴力団排 協力のもとに町全体が 除に関する施策を関係 安全で平穏な生 町の事務事

2月17日(日) 5開票日時

票ができます。

開票場所

中央公民館で開票作業を行います。

業から暴力

団を排除する措置を講ずる

意見の提出について

が、町、町、町

町 :

から暴

平成25年1月7日(月)~平成25年2月8日(金)

意見を提出できる方

・町内在住者 ・町内勤務者 ・町内に事業所を有する法人、その他の団体 データ~津別町ホームページ

印刷物~役場正面玄関ロビー、中央公民館、さんさん館

住所、氏名およびご意見 記載事項

> 書類様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、役場正面ロビー、 中央公民館、さんさん館に備え付けのものを使用してください。

・郵送 ・FAX ・Eメール ・住民企画課又は閲覧場所の職員へ提出 提出方法 電話では受付いたしません。

注意事項

- ・いただいたご意見については、個別に回答はいたしません。
- ・いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、別途公表いたします。 ご意見を公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。

提出・問い合わせ先 住民企画課 〒092 - 0292 津別町字幸町41番地

TEL:76-2151 (内線213) FAX:76-2976 E-mail: toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

暴力団排除条 リッ の ク 制 定 コメ す 意見募集) を実施

ます

後期高齢者医療制度のお知らせ

~高額介護合算療養費及び医療費通知について~

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に後期高齢者医療保険と介護保険を利用して、支払った自己負 担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療保険及び介護保険から支給 されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。 支給額が500円未満の場合は支給されません。

自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日~翌年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額の 合計の基準額
3 割	現役並み所得者		6 7 万円
1 割	一 般		5 6 万円
	住民税非課税世帯	区分II (1)	3 1万円
		区分 [19万円



- 世帯全員が住民税非課税である方
- 2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が 80万円以下) または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、保健福祉課 後期高齢者医療担当窓口までお申し出ください。

医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめ た医療費通知を送付しています。次回の発行は平成25年3月(平成24年7~12月)に行います。

新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場保健福祉 課後期高齢者医療担当窓口へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度の ご連絡は必要ありません。

- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書代わりとすることはできません。

い合わせ先

北海道後期高齡者医療広域連合 **2**011 - 290 - 5601

保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76 - 2151(内線229)